

資格期間が10年以上あれば年金を受け取れます。

年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）がこれまでの25年から10年に短縮され、資格期間が10年以上あれば年金を受け取れるようになりました。

★資格期間とは？

- ① 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ② サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ③ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（カラ期間と呼ばれる合算対象期間。例：海外在住期間等）

これらの資格期間を合計したものが「資格期間」です。



注 年金の額は納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。
（10年間の納付では、受け取る年金額は概ねその4分の1になります）

対象となる方は、手続きが必要です。

新たに年金が受け取れるようになる資格期間が10年以上25年未満の方には、**日本年金機構より「年金請求書」が郵送されます。**

お手元に届いた「年金請求書」に必要事項をご記入の上、必要書類と併せて、請求手続きをさせていただきます。



黄色い封筒が届いた方は年金を受け取れます。今すぐ予約の電話を!!
ねんきんダイヤル 0570-05-1165

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522
村民課 年金係 ☎966-1205

恩納村国民健康保険税収納対策緊急プラン

安心して医療が受けられる国民健康保険制度の維持と財源の安定化を図ることを目的として、つぎのとおり収納対策緊急プランを実施していきます。

- 国保の加入、喪失等の手続きについて広報誌やホームページ等で広く周知し、早めの届け出を勧奨する。
- 留学、就労等の短期滞在外国人の状況把握に努め、受け入れ先と協力し、必要となる手続きの周知や納付勧奨を行う。
- 税務課と連携し、所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税を行う。
- 効率的な収納業務と収納率向上を目指すため、新規加入時に窓口での口座振替を勧奨し、振替率50%以上を目標とする。
- 滞納世帯の状況を分析し、生活困窮世帯の発見に努め、他制度へ繋げる等、他係との連携を密にし、きめ細やかな対応に努める。
- 預貯金調査、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、資力の確認に努め、滞納処分を効率よく行う。

恩納村国民健康保険税収納対策緊急プランより抜粋

お問い合わせ：福祉健康課 国保係 ☎966-1207